

平成25年6月27日

会社名 株式会社ほっかほっか亭総本部
代表者名 代表取締役社長 青木 達也
問合わせ先 社長室室長 外所 美知子
T E L 03 (5776) 6601

株式会社プレナスより提起されていた損害賠償請求訴訟の控訴審判決に関するお知らせ

株式会社ほっかほっか亭総本部（以下「当社」）が、株式会社プレナス（以下「プレナス」）より提起されておりました訴訟（控訴審）について、本日、東京高等裁判所より当社の主張を全面的に認める判決の言い渡しを受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 判決のあった裁判所及び年月日

東京高等裁判所
平成25年6月27日

2. 当該訴訟を提起した会社（原告・被控訴人）の概要

- (1) 商号 : 株式会社プレナス
- (2) 所在地 : 福岡市博多区上牟田1丁目19番21号
- (3) 代表者の氏名 : 代表取締役 塩井 辰男

3. 当該訴訟の相手方（被告・控訴人）の概要

- (1) 商号 : 株式会社ほっかほっか亭総本部
- (2) 所在地 : 東京都港区浜松町二丁目4番1号
- (3) 代表者の氏名 : 代表取締役 青木 達也
- (4) 事業内容 : 持ち帰り弁当の販売、ほっかほっか亭フランチャイズ業
- (5) 資本金 : 30,000,000円

4. 訴訟の提起から判決に至るまでの経緯

本件訴訟は、ほっかほっか亭FCを離脱したプレナスが、新ブランドでの持ち帰り弁当事業立ち上げに係る看板等の費用、POSレジスター変更費用等の損害賠償20億1493万0968円の支払いを求め、東京地方裁判所に提起したものであり、平成24年1月30日、東京地方裁判所より、

- (1) 被告は、原告に対し、5億0373万2742円及びこれに対する平成22年7月25日から支払済みまで年6分の割合による金員を支払え。
- (2) 原告のその余の請求を棄却する。
- (3) 訴訟費用は、これを4分し、その3を原告の負担とし、その余を被告の負担とする。
- (4) この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

との判決が言い渡されておりましたが、当社としては、当該判決は到底納得できるものではなかったことから、当該判決の是正を求め、平成24年1月31日付で東京高等裁判所へ控訴していたものであります。

5. 判決の内容

東京高等裁判所の判決の内容は以下のとおりです。

- (1) 一審被告の本件控訴に基づき、原判決を次のとおり変更する。
 - ① 原判決中、一審被告の敗訴部分を取り消す。
 - ② 一審原告の請求をいずれも棄却する。
- (2) 一審原告の本件附帯控訴を棄却する。
- (3) 訴訟費用は、第1, 2審を通じて、すべて一審原告の負担とする。

以上